

令和 5 年 第 2 回

芦北町議会臨時会会議録

開会 令和 5 年 4 月 17 日

閉会 令和 5 年 4 月 17 日



熊本県芦北町議会

令和5年第2回芦北町議会臨時会議事日程（第1号）

令和5年4月17日

午前10時 開 会

於 議 場

1 議事日程

（新課長紹介）

第 1 会議録署名議員の指名

第 2 会期の決定

第 3 町長の提案理由説明

第 4 副議長辞職の報告

第 5 副議長の選挙

第 6 議席の変更

第 7 承認第 1号 専決処分の承認を求めることについて

芦北町税条例の一部を改正する条例の制定について

第 8 承認第 2号 専決処分の承認を求めることについて

芦北町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定
について

第 9 承認第 3号 専決処分の承認を求めることについて

令和5年度芦北町一般会計補正予算（第1号）

第10 議案第28号 令和5年度芦北町一般会計補正予算（第2号）

（閉 会）

2 出席議員（14人）

1番 百 田 翔 吾 君

3番 長 口 隆 君

5番 坂 本 登 君

7番 白 坂 康 浩 君

9番 元 山 秀 志 君

11番 川 尻 成 美 君

13番 岡 部 恵美子 君

2番 楠 原 清 照 君

4番 林 田 燿 宏 君

6番 寺 本 順 一 君

8番 草 野 安 道 君

10番 宮 尾 秀 行 君

12番 寺 本 修 一 君

14番 宮 内 道 則 君

3 欠席議員（0人）

4 説明のため出席した者の職氏名（16人）

町長	竹崎一成君	副町長	藤崎正司君
教育長	岩田繁義君	総務課長	松本俊造君
企画財政課長	白坂達也君	税務課長	佐竹貴幸君
住民生活課長	長崎十三男君	福祉課長	池田康浩君
健康増進課長	田中公広君	農林水産課長	梶浩之君
商工観光課長	釜辰信君	建設課長	鎌倉博之君
上下水道課長	平田秀臣君	教育課長	田代忍君
スポーツ・文化振興課長	岡田謙治君	コミュニティセンター課長	上野孝司君

5 職務のため出席した事務局職員の職氏名（2人）

議会事務局長	窪田和彦君	次長(主幹)	鎌田富士夫君
--------	-------	--------	--------

開会 午前10時00分

-----○-----

○議長（宮内道則君） おはようございます。

ただ今から令和5年第2回芦北町議会臨時会を開会します。

会議に先立ち、社会福祉協議会に派遣されておりました課長が、派遣終了に伴い、今回から議会に出席しますので、議席より挨拶を求めます。岡田スポーツ・文化振興課長。

○スポーツ・文化振興課長（岡田謙治君） おはようございます。

4月1日付でスポーツ・文化振興課長を拝命いたしました岡田謙治です。本町並びに本町教育行政の発展に精いっぱい尽力してまいります。どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（宮内道則君） 次に、4月1日付で新しい課長が誕生しておりますので、自席より挨拶を求めます。窪田議会事務局長。

○議会事務局長（窪田和彦君） おはようございます。

4月1日付で議会事務局長を拝命いたしました窪田和彦です。芦北町、そして芦北町議会のため、精いっぱい頑張ります。どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（宮内道則君） 以上で、挨拶を終わります。

これより本日の会議を開きます。

議席に配付の議事日程に従って会議を進めてまいります。

-----○-----

第1 会議録署名議員の指名

○議長（宮内道則君） 日程第1「会議録署名議員の指名」を行います。

本臨時会の会議録署名議員は、会議規則第125条の規定により、11番、川尻君及び12番、寺本修一君の2人を指名します。

-----○-----

第2 会期の決定

○議長（宮内道則君） 日程第2「会期の決定」についてを議題とします。

お諮りします。本臨時会の会期は、議会運営委員会からの答申に基づき、本日1日間にしたいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮内道則君） 異議なしと認めます。したがって、本臨時会の会期は、本日1日間に決定しました。

-----○-----

第3 町長の提案理由説明

○議長（宮内道則君） 日程第3「町長の提案理由説明」を求めます。竹崎町長。

○町長（竹崎一成君） おはようございます。

本日ここに、芦北町議会臨時会の招集を申し上げましたところ、議員各位におかれましては御出席を賜り、ありがとうございました。

本臨時会が議長からの臨時会招集請求により招集したもので、本日は副議長選挙が提案されております。これまで1年間、お務めいただきました岡部前副議長に対し、心から感謝と労いを申し上げます。

そのほか、芦北町税条例の一部改正、芦北町国民健康保険税条例の一部改正及び令和5年度芦北町一般会計補正予算に係る専決処分の承認3件と、補正予算1件について提案しております。御審議いただき、議決賜りますようお願い申し上げ、提案理由の説明といたします。

○議長（宮内道則君） 町長の説明が終わりました。

-----○-----

第4 副議長辞職の報告

○議長（宮内道則君） 日程第4「副議長辞職の報告」を行います。

4月5日に岡部副議長より、議長宛に副議長辞職願が提出されましたので、地方自治法第108条、副議長は議会の閉会中においては、議長の許可を得て辞職することができるとの規定により、同日付でこれを許可したことを会議規則第96条の規定により御報告させていただきます。

本日は、岡部副議長が同席されておりますので、ここで岡部副議長に発言の許可をいたします。どうぞ、自席で結構です。

○13番（岡部恵美子君） 皆さん、おはようございます。

ただ今、議長からとそして町長から、私のことでお話がございました。本当に迷惑をかけておることにつきましては、大変心苦しく思っております。実は、複雑骨折ということで、腰の骨が崩れておりますので、歩くことができません。そして、今治療しながら、痛い痛いと言いますと、痛いのが薬だから頑張らんといかんというふうに、治療に携わってくれます担当の看護師さんたちも励ましてくれます。それで、痛いのは自分で考えていかなくてもならないということでもありますので、私もよし頑張る、またこれからも皆さんにお世話になりながら頑張っていかなくてもならないと心を新たに今日は出席をさせていただきました。本当に皆様方にはいろいろとお世話になり、今日も出席しますと、皆さんが本当に力強い男性の力を貸していただきまして、ここに座ることができました。心から感謝を申し上げます。これからも頑張っていきたいと思っておりますので、今日はどうかよろしく願いいたします。お世話になります。

○議長（宮内道則君） 以上で、副議長の辞職の報告を終わります。

—————○—————

第5 副議長の選挙

○議長（宮内道則君） 日程第5「副議長の選挙」を行います。

選挙は、議会運営委員会答申により、投票で行います。

議場の出入口の閉鎖を確認します。

[議場閉鎖]

○議長（宮内道則君） ただいまの出席議員数は14人です。

次に、立会人の指名を行います。

立会人は、会議規則第31条第2項の規定により、議長が会議に諮って指名をすることになっています。

お諮りします。立会人は、議長が指名することにしたいと思います。御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（宮内道則君） 異議なしと認めます。したがって、立会人は議長が指名することに決定しました。

立会人に、寺本順一君及び白坂君を指名します。

投票用紙を配ります。

[投票用紙配付]

○議長（宮内道則君） 念のため、申し上げます。投票は単記無記名です。

したがって、投票用紙の欄内に当選人とすべき議員一人の氏名をお書きください。

投票用紙の配付漏れはありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（宮内道則君） 配付漏れなしと認めます。

投票箱を点検します。

[投票箱点検]

○議長（宮内道則君） 異常ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（宮内道則君） 異常なしと認めます。

ただ今から投票を行います。

事務局長が議席番号と氏名を呼び上げますので、順番に投票願います。

○議会事務局長（窪田和彦君） 点呼いたします。

1番百田議員、2番楠原議員、3番長口議員、4番林田議員、5番坂本議員、6番寺本順一議員、7番白坂議員、8番草野議員、9番元山議員、10番宮尾議員、

1 1 番川尻議員、1 2 番寺本修一議員、1 3 番岡部議員。

○議長（宮内道則君） 岡部議員につきましては、投票箱を議席まで運びます。立会人は投票の確認をお願いいたします。お二人、よろしくお願いいたします。

[投 票]

○議長（宮内道則君） ありがとうございました。

○議会事務局長（窪田和彦君） 1 4 番宮内議員。

[投 票]

○議長（宮内道則君） 投票漏れはありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（宮内道則君） 投票漏れなしと認めます。

投票を終わります。

これから開票を行います。

寺本順一君及び白坂君、開票の立会いをお願いいたします。よろしくお願いいたします。

[開 票]

○議長（宮内道則君） 選挙の結果を報告します。

投票総数 1 4 票。これは出席議員数に符合しています。

有効投票 1 3 票、無効投票 1 票です。

有効投票のうち、元山君 8 票、白坂君 4 票、林田君 1 票。

以上のとおりでございます。

この選挙の法定得票数は 4 票です。

したがって、元山君が副議長に当選されました。

議場の出入口を開きます。

[議場開鎖]

○議長（宮内道則君） ただ今、副議長に当選されました元山君が議場におられますので、本席から当選の告知をします。

登壇の上、副議長当選承諾の御挨拶を願います。

○新副議長（元山秀志君） 皆さん、おはようございます。

議員の皆様方には、不肖私元山を副議長に御選任いただきまして、誠にありがとうございました。副議長という重責に身が引き締まる思いでございます。今後は、微力ではございますが、副議長という立場で宮内議長をお支えしながら、しっかりとその職務を遂行してまいりたい所存です。

議員各位におかれましては、議会が円滑に運営されますよう御理解と御協力をお願いいたしますとともに、今後も若輩でございますので、御指導・御鞭撻を賜りま

すようお願いを申し上げまして、副議長への就任の挨拶とさせていただきます。
どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（宮内道則君） これで副議長の選挙を終わります。

—————○—————

第6 議席の変更

○議長（宮内道則君） 日程第6「議席の変更」を行います。

議席は、会議規則第3条の規定及び議会運営に関する申し合わせ事項に基づき決定したいと思います。

それでは、申し上げます。まず、副議長の元山君が13番になります。1番百田君から8番草野君までと、14番宮内はそのまま変更はありません。変更後は、9番宮尾君、10番川尻君、11番寺本君、12番岡部君となります。

事務局が氏名標を変更しますので、しばらくお待ちください。

[氏名標変更]

○議長（宮内道則君） 変更が終わりました。変わられた方は移動をお願いいたします。

[議席移動]

○議長（宮内道則君） なお、正式な氏名標につきましては、次の会議までに取り付けておきます。

—————○—————

第7 承認第1号 専決処分の承認を求めることについて

芦北町税条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（宮内道則君） 日程第7、承認第1号「専決処分の承認を求めることについて、芦北町税条例の一部を改正する条例の制定について」を議題とします。

本案について説明を求めます。佐竹税務課長。

○税務課長（佐竹貴幸君） 承認第1号、専決処分の承認を求めることについて、御説明申し上げます。

芦北町税条例の一部を改正する条例は、地方税法等の改正に伴い、地方自治法第179条第1項の規定により、3月31日付で専決処分を行いましたので、同条第3項の規定により、これを報告し、承認を求めるものでございます。

主な改正について、御説明いたします。

まず、個人町民税関係におきまして、森林環境税が令和6年度より賦課徴収されることとなるため、事務に係る処理基準の整備を行います。

次に、固定資産税関係につきまして、令和2年7月豪雨に係る被災住宅用地等に対する固定資産税の課税標準の特例期間が令和4年度までから、令和6年度までに延長されたことに伴う改正、それから軽自動車税では特定小型原動機付自転車の車

両区分の創設及びグリーン化特例が3年間延長されたことに伴う改正等を行っております。その他、地方税法等の改正による条文、条項の整理を行っております。

附則としまして、施行期日及び経過措置を規定しております。

以上で、説明を終わります。

○議長（宮内道則君） 説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮内道則君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮内道則君） 討論なしと認めます。

これから承認第1号を採決します。

お諮りします。本案は承認することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮内道則君） 異議なしと認めます。したがって、承認第1号は承認することに決定しました。

—————○—————

第8 承認第2号 専決処分の承認を求めることについて

芦北町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（宮内道則君） 日程第8、承認第2号「専決処分の承認を求めることについて、芦北町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について」を議題とします。

本案について説明を求めます。佐竹税務課長。

○税務課長（佐竹貴幸君） 承認第2号、専決処分の承認を求めることについて、御説明申し上げます。

芦北町国民健康保険税条例の一部を改正する条例は、地方税法施行令の改正に伴い、地方自治法第179条第1項の規定により、3月31日付で専決処分を行いましたので、同条第3項の規定により、これを報告し、承認を求めるものです。

今回の改正は、地方税法施行令の改正に伴い、後期高齢者支援金等の賦課限度額が20万円から22万円に引き上げられるとともに、中低所得者への負担軽減を図るため、軽減判定所得の算定において、被保険者数に乗すべき額が5割軽減で28万5,000円から29万円に、2割軽減で52万円から53万5,000円に変更されたことから、条文の整備を行うものでございます。

附則としまして、この条例は令和5年4月1日から施行となります。

以上で、説明を終わります。

○議長（宮内道則君） 説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮内道則君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮内道則君） 討論なしと認めます。

これから承認第2号を採決します。

お諮りします。本案は承認することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮内道則君） 異議なしと認めます。したがって、承認第2号は承認することに決定しました。

-----○-----

第9 承認第3号 専決処分の承認を求めることについて

令和5年度芦北町一般会計補正予算（第1号）

○議長（宮内道則君） 日程第9、承認第3号「専決処分の承認を求めることについて、令和5年度芦北町一般会計補正予算（第1号）」を議題とします。

本案について説明を求めます。白坂企画財政課長。

○企画財政課長（白坂達也君） 承認第3号、専決処分の承認を求めることについて、御説明申し上げます。

令和5年度芦北町一般会計補正予算（第1号）を、地方自治法第179条第1項の規定により、4月1日に専決処分いたしましたので、同条第3項の規定により、これを報告し、議会の承認を求めるものでございます。

今回の補正は、予算の総額に歳入歳出それぞれ5,739万2,000円を追加し、総額を139億3,739万2,000円とするものでございます。

歳出から御説明申し上げます。

予算書は7ページをお開きください。

款2総務費です。企画費の51万1,000円は、マイナポイントの申請期間延長に伴う会計年度任用職員の雇用に係るものです。

款4衛生費です。保健衛生総務費の226万円の減額は、会計年度任用職員の雇用に伴う支出科目の組み替えによるものです。

予防費の5,914万1,000円は、新型コロナウイルスワクチン接種の実施期間が、令和6年3月31日まで延長されたことによるもので、報酬334万8,000円から、予算書8ページの使用料及び賃借料145万8,000円まで、ワク

チン接種に係る経費です。

次に、歳入について、御説明申し上げます。

予算書は6ページになります。

款14国庫支出金の衛生費国庫負担金4,068万4,000円と、総務費国庫補助金及び衛生費国庫補助金の合計1,670万8,000円を補正財源とするものでございます。

以上で、説明を終わります。

○議長（宮内道則君） 説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮内道則君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮内道則君） 討論なしと認めます。

これから承認第3号を採決します。

お諮りします。本案は承認することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮内道則君） 異議なしと認めます。したがって、承認第3号は承認することに決定しました。

-----○-----

第10 議案第28号 令和5年度芦北町一般会計補正予算（第2号）

○議長（宮内道則君） 日程第10、議案第28号「令和5年度芦北町一般会計補正予算（第2号）」を議題とします。

本案について説明を求めます。白坂企画財政課長。

○企画財政課長（白坂達也君） 議案第28号、令和5年度芦北町一般会計補正予算（第2号）について、御説明申し上げます。

今回の補正は、予算の総額に歳入歳出それぞれ1,077万9,000円を追加し、総額を139億4,817万1,000円とするものでございます。

歳出から御説明申し上げます。

予算書は7ページをお開きください。

款3民生費です。児童福祉総務費の1,077万9,000円は、食費等の物価高騰に対して特に影響を受ける住民税非課税世帯の子育て世帯に対する給付金、児童1人当たり5万円を給付する事務に要する経費、報酬、委託料等、165人分の給付金825万円です。

次に、歳入について、御説明申し上げます。

予算書は6ページになります。

款14国庫支出金です。民生費国庫補助金の1,077万9,000円を補正財源とするものでございます。

以上で、説明を終わります。

○議長（宮内道則君） 説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮内道則君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮内道則君） 討論なしと認めます。

これから議案第28号を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮内道則君） 異議なしと認めます。したがって、議案第28号は原案のとおり可決しました。

以上で、本臨時会の日程はすべて終了しました。

令和5年第2回芦北町議会臨時会を閉会します。

お疲れさまでした。

-----○-----

閉会 午前10時34分

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

芦北町議会議長

署名議員

署名議員